第91条第１項第３号を次のように改める。

三　次に掲げる有価証券（有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下この条において同じ。）の売買

イ　国債証券であって、発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間ごとに分類されたもの

ロ　地方債証券であって、発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間ごとに分類されたもの

ハ　特別の法律により法人の発行する債券（その債務について政府が保証しているものに限り、ニに掲げるものを除く。）であって、発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間ごとに分類されたもの

ニ　預金保険法第２条第２項第５号に規定する債券又は農水産業協同組合貯金保険法第２条第２項第４号に規定する農林債の債券であって、発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間ごとに分類されたもの

ホ　信託業務を営む金融機関の貸付信託の受益証券であって金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第６条の規定により元本の補填の契約があり発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間ごとに分類されたもの

ヘ　特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（ハ及びニに掲げるものを除く。）であって、発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間ごとに分類されたもの

ト　法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券（ハに掲げるものを除く。）であって、発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間ごとに分類されたもの

チ　特別の法律により設立された法人（トに規定する法人を除き、国、トに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものに限る。）であって当該特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券（ハに掲げるものを除く。）で、発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間ごとに分類されたもの

リ　貸付信託の受益証券（ホに掲げるものを除く。）であって、発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間ごとに分類されたもの

ヌ　投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第２条第３項に規定する投資信託をいう。）の受益証券（ル、ヲ及びナに掲げるものを除く。）であって、令第15条第１項の厚生労働大臣が指定する国際標準化機構の規格に従って定められたコード（以下この項において「国際証券コード」という。）に従い分類されたもの

ル　ヌに掲げる受益証券のうち、公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に規定する証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするものであって、株式又は出資に対する投資として運用しないものをいう。）の受益証券であって、次のとおり分類されたもの

⑴　12の受益証券を１の取引単位とし、各受益証券についての投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第10号に掲げる信託の計算期間の終了日が継続した12月間の各月に順次到来するものについては、同法第２条第１項に規定する委託者指図型投資信託の委託者及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第８条第２号イに定める資産運用の基本方針（以下「運用の基本方針」という。）ごとに分類されたもの

⑵　⑴以外のものについては、国際証券コードごとに分類されたもの

ヲ　ヌに掲げる受益証券のうち、将来の一定の時期を目標としてその運用から生ずると見込まれる収益の変動の可能性が縮小するよう資産の構成の目標を変更するものであって、各年齢階層に属する加入者等の選択を阻害することのないよう加入者等の年齢階層ごとに設定するものとして将来の一定の時期を複数設定するもので、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項に規定する委託者指図型投資信託の委託者及び運用の基本方針（将来の一定の時期が異なることにより異なることが合理的な事項を除く。）ごとに分類されたもの

ワ　投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第12項に規定する投資法人をいう。カ、ナ及びラにおいて同じ。）の投資証券（同条第15項に規定する投資証券をいう。ナ及びラにおいて同じ。）（ラに掲げるものの売買を除く。）であって、国際証券コードごとに分類されたもの

カ　投資法人の投資法人債券（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第20項に規定する投資法人をいう。）であって、発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間ごとに分類されたもの

ヨ　外国の政府、地方公共団体若しくは特別の法令により設立された法人又は国際機関の発行する債券であって、発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間ごとに分類されたもの

タ　外国法人の発行する債券（その債務についてヨに規定する者が保証しているものに限り、ヨに掲げるものを除く。）であって、発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間ごとに分類されたもの

レ　資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第２条第９項に規定する優先出資証券及び特定社債券並びに同条第15項に規定する受益証券であって、発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間ごとに分類されたもの

ソ　社債券（相互会社の社債券を含み、ハに掲げるものを除く。）であって、発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間ごとに分類されたもの

ツ　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成５年法律第44号）第２条第１項に規定する協同組織金融機関が同法の規定に基づき発行する優先出資証券であって、国際証券コードに分類されたもの

ネ　株券であって、国際証券コードに分類されたもの

ナ　証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に規定する証券投資信託をいう。以下この項において同じ。）であってその信託財産を次に掲げる売買のみにより運用を約するものであって、国際証券コードごとに分類されたもの

⑴　１法人の発行する社債券等の売買

⑵　１の証券投資信託の受益証券（１法人の発行する社債券等の売買のみにより運用することを約するものに限る。）の売買

⑶　１の投資法人の投資証券（１法人の発行する社債券等の売買のみにより運用することを約するもの。）の売買

ラ　投資法人であってその資産をナ⑴から⑶までに掲げる売買のみにより運用することを約するものの投資証券であって、国際証券コードごとに分類されたもの

ム　外国法人の発行する債券（ヨ及びタに掲げるものを除く。）であって、発行者、有価証券の種類及び有価証券の取得の日から償還の日までの期間ごとに分類されたもの

ウ　外国法人の発行する株券であって、国際証券コードごとに分類されたもの

ヰ　外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第24項に規定する外国投資信託をいう。）の受益証券（ノに掲げるものを除く。）であって、国際証券コードごとに分類されたもの

ノ　ヰに掲げる受益証券のうち、将来の一定の時期を目標としてその運用から生ずると見込まれる収益の変動の可能性が縮小するよう資産の構成の目標を変更するものであって、各年齢階層に属する加入者等の選択を阻害することのないよう加入者等の年齢階層ごとに設定するものとして将来の一定の時期を複数設定するもので、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項に規定する委託者指図型投資信託の委託者及び運用の基本方針（将来の一定の時期が異なることにより異なることが合理的な事項を除く。）ごとに分類されたもの